

「第42回全国中学生人権作文コンテスト静岡県大会」実施要領

1 主 催

静 岡 地 方 法 務 局
静岡県人権擁護委員連合会

2 後 援

静 岡 県 教 育 委 員 会
静 岡 県 私 学 協 会
静岡新聞社・静岡放送
NHK静岡放送局
静岡市教育委員会
浜松市教育委員会
清水エスパルス
ジュビロ磐田
藤枝MYFC
アスルクラロ沼津

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 実施方法

静岡県人権擁護委員連合会に所属する人権擁護委員協議会は、地区大会を実施し、優秀な作品を代表作品として静岡県大会に推薦する。

静岡地方法務局及び静岡県人権擁護委員連合会は、地区大会から推薦された代表作品について、審査を行い、表彰するとともに、特に優秀な作品を法務省及び全国人権擁護委員連合会が実施する中央大会に推薦する。

5 応募規定

(1) 対象

静岡県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

なお、国外にある日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒から応募があった場合の取扱いについては、審査員と静岡地方法務局人権擁護課との間で協議する。

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 応募上の留意事項

ア 応募作品は、未発表のものに限る。

イ 応募作品について、本人以外の者による作品の加筆・修正は不可とする。

ウ 書籍やインターネット上のサイト等から、他人の意見や考え方などを引用する場合は、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>) 上にその留意事項等が掲載されているので、十分注意されたい（「人権作文を応募いただく生徒の皆さんへ～人権作文の書き方～」を参照）。

エ 本コンテストにおいては、共生社会の実現へ向けた取組の一環として、外国人や障害のある人との共生等をテーマとした作品の積極的な応募を求めている。

オ 過去にハンセン病の症状について、誤った認識や情報に基づいた表現が含まれる作品がそのまま入賞・公表された事案が発生するなどしたとこ

ろ、盗用等の確認のほか、当該作品を対外的に公表した際に、それを目にした関係者等を傷つけることがないか、新たな偏見差別を助長することにはならないかなど、社会に与え得る影響に配慮すること。

(5) 応募方法等

応募作品は、応募する生徒が在学する学校に提出する。

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。パソコン等で作成した場合は、400字詰め原稿用紙設定で印刷したものを提出する。

各学校においては、作品送付書（別紙1）及び作品原本を、学校所在地の市町を管轄する人権擁護委員協議会（別紙2）宛てに送付するが、送付先に変更がある場合、各協議会から学校に追って連絡する。

なお、応募作品の事前審査は不要だが、自主的に内容確認等をするなど、事実上の事前審査を行うことを妨げるものではない。

(6) 応募期限

令和5年9月6日（水）

6 各人権擁護委員協議会における審査及び推薦

(1) 推薦基準

各人権擁護委員協議会は、各学校から送付のあった作品について審査を実施し、各人権擁護委員協議会の代表作品を静岡県大会に推薦する。

なお、代表作品数は、各人権擁護委員協議会における学校からの応募数に応じて、次のとおりとする。

応募総数が500編未満の場合	2編
500編以上1,000編未満の場合	3編
1,000編以上3,000編未満の場合	4編
3,000編以上5,000編未満の場合	5編
5,000編以上の場合	6編

(2) 推薦方法

各人権擁護委員協議会は、代表作品送付書（別紙3）及び代表作品原本を、静岡地方法務局宛て提出する。

(3) 推薦期限

令和5年10月20日（金）

7 静岡県大会における審査及び表彰

静岡県大会においては、次の審査員による審査を行い、表彰を行う。

(1) 静岡県大会審査員

- 静岡県教育委員会教育政策課人権・教員育成室長
- 静岡新聞社・静岡放送局編集局社会部副部長
- 日本放送協会静岡放送局放送部長
- 静岡地方法務局長
- 静岡県人権擁護委員連合会会長
- 静岡県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員会委員長
- 静岡県人権擁護委員連合会子ども人権委員会委員長
- 静岡県人権擁護委員連合会高齢者・障がい者人権委員会委員長

(2) 静岡県大会表彰

- 最優秀賞（中央大会に推薦する。）
 - ・ 静岡地方法務局長賞 1編
 - ・ 静岡県人権擁護委員連合会会長賞 1編
- 特別賞
 - ・ 静岡県教育委員会教育長賞 1編
 - ・ 静岡新聞社・静岡放送賞 1編
 - ・ NHK静岡放送局賞 1編
 - ・ 清水エスパルス賞 1編
 - ・ ジュビロ磐田賞 1編
 - ・ 藤枝MYFC賞 1編
 - ・ アスルクラロ沼津賞 1編
- 奨励賞 若干数

入賞者には、表彰状及び副賞を贈呈し、応募した生徒にもれなく記念品を贈呈する。

(3) 静岡県大会入賞の発表

11月下旬、各学校に入選者を通知する。

(4) 静岡県大会表彰式

ア 最優秀賞及び特別賞については、令和5年12月12日（火）に磐田市で開催する予定の「ふじのくに人権フェスティバル」において表彰を行う。

なお、最優秀賞を受賞した作品（以下「最優秀賞作品」という。）については、同フェスティバルにおいて受賞者本人による朗読を行う予定とする。

イ 奨励賞については、受賞者が在学する学校宛てに表彰状、副賞及び記念品を送付する。

8 作品の取扱い

- (1) 応募作品は、返却しない。
- (2) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。
- (3) 応募作品に第三者のプライバシー等の利益に触れる内容があると認められる場合には、応募者本人等が当該第三者に後記(4)の各ホームページ及び作文集等への掲載等の承諾を得るものとする。当該第三者の承諾が得られない場合は、審査の対象とならない。
- (4) 入賞作品については、応募者の学校名、氏名及び応募作品の題名を公表するとともに、作文集等において作品の内容を公表する。最優秀賞作品については、静岡県人権啓発活動ネットワーク協議会のホームページに全文を掲出する。また、中央大会において法務事務次官賞以上の賞を受賞した作品については、法務省ホームページ、作文集等において作品の内容を公表する。

なお、作品の公表に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

- (5) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とする。
- (6) 最優秀賞作品について、作品の公表後、本人がホームページへの作品の掲載を望まなくなった場合には、静岡地方法務局人権擁護課にその旨申し出ることとする。

9 その他

- (1) 最優秀賞作品については、「第42回全国中学生人権作文コンテスト中央大会（法務省・全国人権擁護委員連合会主催）」へ推薦する。
- (2) 中央大会の審査員（予定）
有識者

一般社団法人日本新聞協会事務局長
日本放送協会解説委員
文部科学省初等中等教育局視学官
全国人権擁護委員連合会会長
法務省人権擁護局長

(3) 中央大会の入賞発表の日 **(予定)**

令和6年2月6日(火)

(4) 表彰 **(予定)**

- 内閣総理大臣賞 (1編)
- 法務大臣賞 (1編)
- 文部科学大臣賞 (1編)
- 法務副大臣賞 (1編)
- 法務大臣政務官賞 (1編)
- 全国人権擁護委員連合会会長賞 (1編)
- 一般社団法人日本新聞協会会長賞 (1編)
- 日本放送協会会長賞 (1編)
- 法務事務次官賞 (3編)
- 法務省人権擁護局長賞 (25編程度)
- 奨励賞 (若干編)

(5) 感謝状

以下の中学校等に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

- ア 中央大会へ推薦された代表作品の応募者が在学する中学校等
- イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

(6) 中央大会の表彰日 **(予定)**

令和6年2月頃

作品送付書（学校→協議会等）

学校名 _____
 TEL (_____) _____

ふりがな
担当教諭 _____

1 応募総数及び提出作品数

(1) 応募総数（生徒から学校に提出された全ての作品）： _____ 編

(2) 学校から協議会へ提出する作品数 : _____ 編

2 送付する作品と応募者（記載は任意とする。）

番号	学年	氏名	作品名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 本表は、「学年」「氏名」「作品名」が記載された適宜の様式で提出いただいても構いません。

御応募いただいた作品の中から静岡県大会に推薦された作品は、人権啓発を目的に作成する人権作文集に、学校名、学年及び作者氏名を載せて掲載しますが、応募者が希望する場合は、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とします。

また、応募期限を令和5年9月6日（水）必着とさせていただきます。

送付先一覧表

中 学 校 所 在 市 町	連 絡 先
静岡市・焼津市・藤枝市・島田市 川根本町・牧之原市・吉田町	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡人権擁護委員協議会 TEL054-254-3555
沼津市・三島市・熱海市・伊東市 御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市 小山町・長泉町・清水町・函南町	〒410-0033 沼津市杉崎町6-20 沼津人権擁護委員協議会 TEL055-923-1201
富士市・富士宮市	〒417-0052 富士市中央町2-7-7 富士人権擁護委員協議会 TEL0545-53-1200
下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町 松崎町・西伊豆町	〒415-8524 下田市西本郷2-5-33 下田人権擁護委員協議会 TEL0558-22-0534
浜松市・磐田市・湖西市	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎 浜松人権擁護委員協議会 TEL053-454-1396
掛川市・御前崎市・菊川市	〒436-0028 掛川市亀の甲2-16-2 掛川人権擁護委員協議会 TEL0537-22-5538
袋井市・森町	〒437-0026 袋井市袋井366 袋井人権擁護委員協議会 TEL0538-42-3545

代表作品送付書（各協議会→静岡地方法務局）

〇〇人権擁護委員協議会

応募校数	校
応募総数	編

番号	ふりがな 題 名	ふりがな 学校名	学年	ふりがな 氏 名	匿名希望
1					
2					
3					
4					
5					
6					

* 学校名・氏名は、表彰状の記載文字となりますので、正しく記載願います。ふりがなも必ず記載してください。匿名希望は「無」「氏名」「学年・氏名」のいずれかを記載願います。